

大阪広域環境施設組合人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）に「大阪広域環境施設組合人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は次のことを協議する。

- (1) 組合の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関する事。
- (2) 組合における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関する事。
- (3) その他、委員長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、事務局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は別表に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(事業所人権行政推進委員会)

第6条 組合の各事業所に事業所人権行政推進委員会を置く。

- 2 事業所人権行政推進委員会の運営要綱については、別途定める。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は別表に掲げるものをもって充てる。
- 3 幹事は委員会の所管事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条および第7条関係）

委員長	事務局長
副委員長	総務部長
委員	施設部長
	総務課長
	施設管理課長
	建設企画課長
	工場長（代表）
幹事	総務課長代理
	総務課担当係長（広報担当）
	総務課担当係長（研修担当）